

外国株券等に関する手数料及びその料率の一部改正について

1. 外国株券等に関する手数料及びその料率 (下線部分変更)

新	旧															
<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外国新株予約権証券、外国投資証券、外国カバードワラント及び外国株預託証券</p> <p>(1) を準用する。</p> <p>(3) <u>外国投資信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">徴収対象者</th> <th style="text-align: center;">徴収料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">預託手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>預託を行った外国株券等参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1件につき2,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">振替手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>渡方及び受方となった外国株券等参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1件につき180円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>交付を受けた外国株券等参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1件につき2,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保管手数料</td> <td style="text-align: center;"><u>口座残高を有する外国株券等参加者</u></td> <td style="text-align: center;"><u>売買単位にかかわらず、当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1口につき3/365円（100万口を超える分については1口につき1/365円）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	徴収対象者	徴収料率	預託手数料	<u>預託を行った外国株券等参加者</u>	<u>1件につき2,000円</u>	振替手数料	<u>渡方及び受方となった外国株券等参加者</u>	<u>1件につき180円</u>	交付手数料	<u>交付を受けた外国株券等参加者</u>	<u>1件につき2,000円</u>	保管手数料	<u>口座残高を有する外国株券等参加者</u>	<u>売買単位にかかわらず、当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1口につき3/365円（100万口を超える分については1口につき1/365円）</u>	<p>外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、外国株券等参加者は、次に掲げる各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国カバードワラント及び外国株預託証券</u></p> <p>(1) を準用する。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
区分	徴収対象者	徴収料率														
預託手数料	<u>預託を行った外国株券等参加者</u>	<u>1件につき2,000円</u>														
振替手数料	<u>渡方及び受方となった外国株券等参加者</u>	<u>1件につき180円</u>														
交付手数料	<u>交付を受けた外国株券等参加者</u>	<u>1件につき2,000円</u>														
保管手数料	<u>口座残高を有する外国株券等参加者</u>	<u>売買単位にかかわらず、当該銘柄の毎日の保管残高ごとに1口につき3/365円（100万口を超える分については1口につき1/365円）</u>														
<p>(注) 機構は、現地保管機関における外国株券等の保管に関し、公租公課及び名義書換に係る手数料その他の実績相当分が発生した場合は、これを</p>																

新	旧
<u>外国株券等参加者に請求することができるものとする。</u>	

2. 附 則

この改正規定は、平成 20 年 9 月 29 日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日以降の手数料額の計算について適用する。

以 上